

水辺環境調査指導者登録制度（概要）

水辺環境調査指導者登録制度

地域の水環境保全活動の推進を図るため、県が設置するもの。

水辺環境調査指導者育成研修を受講した者を登録簿に登録し、水辺環境調査※に講師として派遣する制度である。この制度により、休日においても水辺環境調査を実施できるようにする。

※ 水辺環境調査とは、身近な川と触れあいながら誰でも水辺の調査ができるように、「自然の音」、「自然の風景」、「水の透明度」などの6項目をそれぞれ4段階で判定する本県独自の「五感を使った水辺環境指標による調査」のこと。

例年1,400名以上の子どもたちが参加しており、令和6年度は44団体、1,675名が参加。（宮崎県環境基本計画における環境指標（数値目標）：60団体（令和12年度））

水辺環境調査指導者の職務

水辺環境調査における指導、水環境の保全に関する知識の普及・啓発

【制度の概要】

指導者研修会
の受講



登録
申請



書類
審査



登録



登録証
交付



水辺環境調査
に派遣

（登録の要件）

以下を全て満たす者

- ・水保全等に関する相当の知識を有すること。
- ・この知識を活用して、指導者としての資質及び能力を有すること。
- ・指導者育成研修を修了していること。

（任期）

登録された日が属する年度の翌々年度の末日まで（在任中に実績があれば延長）

※県HPで公表

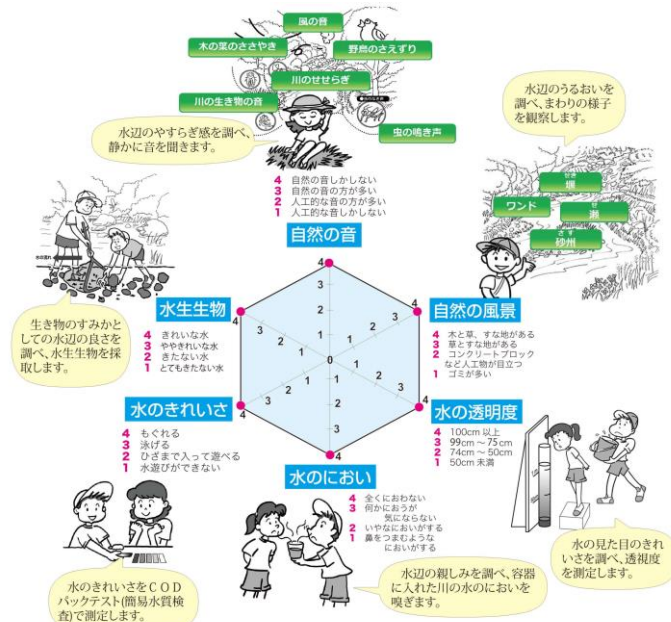
※旅費等は環境管理課負担

根 拠

○宮崎県水辺環境調査実施要綱：指導者登録制度をはじめ、水辺環境調査に係る規定を総括的に定めたもの

○宮崎県水辺環境調査実施要領：水辺環境調査の実施方法や指導者登録制度の運用を定めたもの

※上記要綱、要領は令和3年6月30日から施行。



（五感を使った水辺環境調査）